



長野県告示第444号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。
令和7年10月23日

長野県知事 阿部守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
独立行政法人国立病院機構 東長野病院	長野市上野2-477	令和10年10月24日
飯山赤十字病院	飯山市大字飯山226-1	令和10年10月31日

医療政策課

長野県告示第445号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。
令和7年10月23日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療		
医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
池田薬局	小県郡青木村田沢12-2	令和7年10月1日

疾病・感染症対策課

長野県木曽建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和7年11月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和7年10月23日

長野県木曽建設事務所長 岩垂宏明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 オコシ宮ノ越停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曽郡木曽町日義3360番地先から 木曽郡木曽町日義3384番の3地先まで	旧	m 5.2～6.1	km 0.0889
同 上	新	5.2～9.3	0.0889

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和7年11月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和7年10月23日

長野県木曽建設事務所長 岩 垂 宏 明

- 1 路 線 名 オコシ宮ノ越停車場線
- 2 供用を開始する区間
木曽郡木曽町日義3360番地先から
木曽郡木曽町日義3384番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年10月23日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和7年11月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和7年10月23日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

- 1 路 線 名 信濃信州新線
- 2 供用を開始する区間
長野市鬼無里字高橋10293番の3地先から
長野市鬼無里字高橋10317番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年10月23日

道路管理課